

知らなくちゃ! 税

第7号/2003年11月



敦賀港駅舎（敦賀市港町）

とんがり屋根が強烈な印象を残す旧敦賀港駅舎。「欧亜国際連絡列車」の発着駅としてかつて重要な位置を占めていた敦賀港駅舎を、1999年の『つるがきらめきみなと博21』開催時に再現したもの。現在は、敦賀港の歴史や観光のPRとして使用されています。



発行 敦賀税務連絡協議会

敦賀納税貯蓄組合連合会
敦賀青色申告会
社 敦賀法人会
敦賀間税会

北陸税理士会敦賀支部
敦賀小売酒販組合
敦賀商工会議所

資料提供

敦賀税務署
嶺南振興局二州税務部
敦賀市/美浜町/三方町

この社会あなたの税がいきている

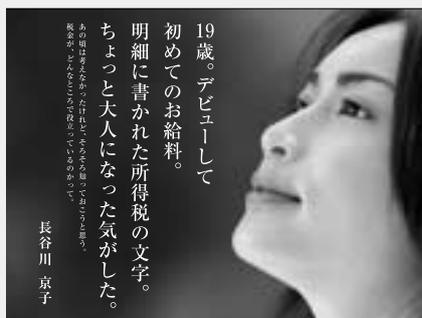


税を知る週間

11月11日(火)～17日(月)

テーマ 暮らしを支える税

あなたも税のこと、考えてみませんか



19歳。デビューして
初めてのお給料。
明細に書かれた所得税の文字。
ちよっと大人になった気がした。

長谷川 京子

国税庁では毎年11月11日から17日を「税を知る週間」と定めて、全国統一キャンペーンを実施しています。

敦賀税務署、管内地方公共団体及び税務連絡協議会においても、税の意義や役割についての理解を深め、考えていただけるよう各種の広報広聴活動を行います。

国や地方公共団体は、私達国民が豊かで安定した暮らしができるよう、社会福祉の充実、住宅道路の整備、教育の振興など幅広い分野にわたって活動していますが、これらの経費は税によって賄われています。

このように、税は国や地方公共団体が活動するための大切な財源であり、私達が共同生活を維持するためのいわば「会費」といえます。

～この社会あなたの税がいきている～

税金教室

敦賀税務署管内の小・中・高校の児童・生徒を対象に、税務署や地方公共団体の職員のほか税務連絡協議会の会員が講師となって税金教室を開催し、税の意義や使い道について勉強します。

(開催予定校25校、開催回数37回)

～主な行事～

税の作品展

・11月13日(木)～17日(月)

ポートン2階特設会場

税に関する作品(書道、ポスター、作文など)のほか、密輸品(税関)などを展示

・11月2日(日)～3日(月)美浜町総合体育館

〃 〃 三方町勤労者体育館

～ご来場をお待ちしています～

無料税務相談

・11月14日(金)10:00～12:00及び13:00～15:00

ポートン2階(北陸税理士会敦賀支部)

・11月4日(火)13:00～16:00

あいあいプラザ(金沢国税局税務相談官)

～お気軽にご相談ください～

記念講演会(入場無料)

11月10日(月)13:30～



サンピア敦賀「若狭の間」

講師 吉川隆久

テーマ

今こそ意識改革を...

あなたが変わらなければ何も生まれない!

女性セミナー(入場無料)

11月13日(木)15:00～



(学)早翠学園「オーバル・ホール」(市野々6-2-2 第二早翠幼稚園)

講師 ふくだ友子

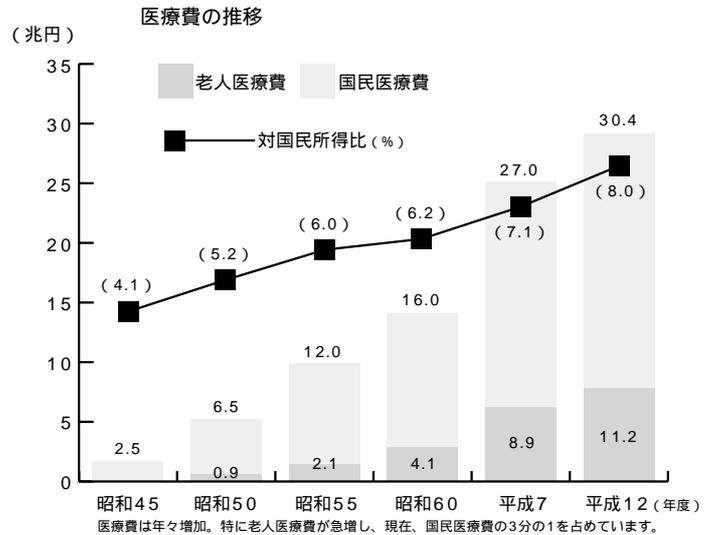
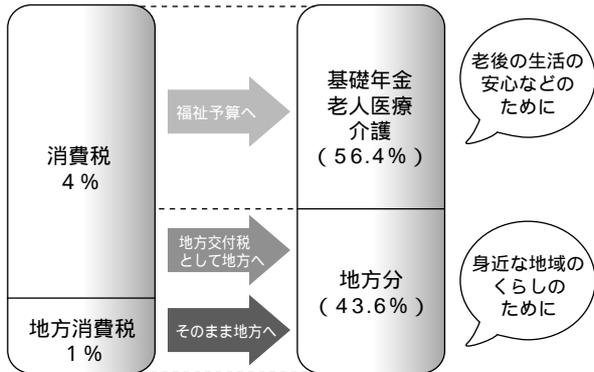
輝いてますか?
あなた!

～すべては発想の転換から～

消費税はどうなっているの？

老後と地域を支える消費税

5%の消費税のうち4割以上は地方消費税、地方交付税として身近な地域のくらしのために活用されています。残りの部分については、広く私たちの老後の生活の安心などを確保するための福祉予算に使われています。



消費税制度改正のあゆみ

●消費税制度については、これまで、制度の公平性、透明性及び信頼性の観点から、見直しが行われてきました。

	創設時(平成元年4月実施)	平成3年度改正	平成6年度の税制改革等(平成4年4月)	平成15年度改正	
中小事業者に対する特例措置	◎税率	3%		4% (消費税率換算1%相当の地方消費税を合わせると5%)	
	◎免税点制度 ◎適用上限	3,000万円		資本金1,000万円以上の 新設法人は不適用	
	◎簡易課税制度 ◎適用上限 ◎みなし仕入率	5億円 90%、80%の2区分	4億円 90%、80%、70%、60%の4区分	2億円 90%、80%、70%、60%、50%の5区分 (不動産業、運輸・通信業、サービス業)	5,000万円 ^①
	◎境界控除制度 ◎適用上限	6,000万円	5,000万円		制度の廃止
その他	◎仕入税額控除	帳簿方式		請求書等保存方式	
	◎申告納付	中間申告と確定申告の年2回 (中間申告の基準年税額 60万円)	中間申告回数5年3回に増加 (確定申告と合わせ年4回) 中間申告の基準年税額 40万円超 500万円以下 年1回 500万円超 年3回	中間申告の基準年税額の引下げ 中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下 年1回 400万円超 年3回	中間申告回数を年11回に増加 ^② (確定申告と合わせ年12回) 中間申告の基準年税額 40万円超 400万円以下 年1回 400万円超 480万円以下 年3回 480万円超 年11回
	◎価格表示			経額表示義務付け (注)平成16年4月1日以後適用	

①平成16年4月1日以後開始課税期間について適用。

中小事業者に対する特例措置

- 事業者免税点制度の適用上限が1,000万円(現行3,000万円)に引き下げられます。
 - 簡易課税制度の適用上限が5,000万円(現行2億円)に引き下げられます。
- (注)上記の改正は、平成16年4月1日以後の開始する課税期間について適用されます。

中間申告の申告・納付制度

直前の課税期間の年税額が4,800万円(地方消費税込6,000万円)を超える事業者は、中間申告・納付を毎月(現行3月ごと)行うことになります。

(注)上記の改正は、平成16年4月1日以後の開始する課税期間について適用されます。

消費税法において、事業者がその相手方である消費者に対して商品の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、予めその取引価格を表示する場合には、消費税額(含む地方消費税額)を含めた価格を表示しなければなりません。

(注)平成16年4月1日から適用されます。

不動産取得税の軽減

平成15年4月1日以降の軽減措置

都市再生等土地の有効利用の促進に資する観点から、不動産取得税が軽減されることとなり、以下の措置が講じられています。

平成15年4月1日から平成18年3月31日までに不動産を取得した場合、不動産取得税の税率(4%)を一律3%に引き下げる。

宅地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の2分の1に課税標準を圧縮)を平成17年12月31日までに延長する。

その他の軽減措置(ただし、控除のための要件あり)

住宅を取得したときの軽減措置

取得した土地に住宅が新築されたときの軽減措置

中古住宅とその敷地を取得したときの軽減措置

公共事業のために土地・家屋を譲渡したときの軽減措置

補助金減免、災害減免、非課税など

これらの軽減措置を受けるためには、申告や申請が必要となりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【連絡先】 〒914-0811 敦賀市中央町1丁目7-42

嶺南振興局二州税務部 ☎0770(22)0053

区 分		課税標準の特例	税 率	
土 地	住宅用地	1 / 2 平成17年 12月31日 まで延長	3 %	
	商業地等		15年3月31日以前	現 行
			4 %	3 %
家 屋	住 宅	なし	3 %	
	事務所、 店舗等		15年3月31日以前	現 行
			4 %	3 %

平成16年分の農業所得から申告の 計算方法が変わります!!

1. 農業所得標準の廃止

農業所得の申告は、これまで「目安」として使用されてきた「農業所得標準」が平成16年産米農業所得から廃止され、平成17年2月の申告から「収支計算」により申告することになります。

2. 収支計算とは

その年の1月1日から12月31日までの1年間の収入金額や必要経費の金額を計算し、その計算に基づいて所得金額を算出する方法です。

$$(\text{収入金額}) - (\text{必要経費}) = (\text{所得金額})$$

3. 記帳記録や保存

収支計算により申告するためには、農業所得の計算に必要な「記帳や記録の保存」「領収書などの保存」が必要となります。

収入金額や経費に関する書類(出荷・売上傳票・預金通帳・領収書など)は必ず保存をお願いします。

保存した書類から、収入金額や必要経費の項目ごとに年間合計額を計算することになります。

敦賀青色申告会

消費税の税制改正に伴い、青色申告会では会員の皆様に税制改正内容の周知を図るため、下記のとおり講習会を開催いたします。

改正消費税説明会 PART3

と き 11月5日(水) 19:00~21:00

11月7日(金) 19:00~21:00

(両日とも同じ内容です。どちらかで受講下さい。)

と ころ 敦賀商工会館 6階ホール

定 員 100名

内 容 消費税の基本・改正内容・帳簿記入の仕方等
について

本則課税・簡易課税の違いと事例をもとに計算

(売上3,000万円以下の個人事業者を想定したケーススタディ)

電卓と筆記用具をご持参ください。

講 師 北陸税理士会敦賀支部 所属税理士

お問い合わせ先:

敦賀青色申告会事務局

神楽町2-1-4

敦賀商工会議所内

TEL 23-6794

8/6 改正消費税説明会
PART1



平成15年度

中学生の『税についての作品』入選者

敦賀納税貯蓄組合連合会では、税についての理解と関心を深めていただくため、敦賀税務署管内の中学生を対象に「税についての作品」を募集しました。本年は、作文、書道、ポスター合わせて766点の作品応募があり、審査の結果、次の皆さんの作品が入選となりました。応募いただいた各中学校の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

作文の部 (応募作品559点)

小倉奈菜子 粟野1年
 福岡千絵 粟野2年
 池田直樹 粟野3年
 亀井郁 気比1年
 高谷美菜 気比1年
 塚田晃成 気比1年
 杉森彩乃 気比2年
 西浦愛子 気比2年
 大原尚子 松陵2年
 清水瑛未 松陵3年
 山村千佳 松陵2年

渡辺愛 粟野3年
 稲垣翔子 気比1年
 浅井伸行 気比2年
 角田望 気比3年
 森田あゆ 気比3年
 迫田真理子 気比付属1年
 奥田沙知 角鹿2年
 大野由加里 三方2年
 上田和茂 三方3年
 千田江里 三方3年
 長江沙紀 三方3年

ポスターの部 (応募作品29点)

書道の部 (応募作品178点)

村松花香 粟野1年
 澤田里紗 粟野2年
 瀧澤佐友里 粟野3年
 前原悠希子 粟野3年

石塚もも 気比付属2年
 栗山領河 気比付属2年
 澤口光生 気比付属2年
 竹中美緒 気比付属2年
 安井勇人 美浜2年

氏名	事務所住所	電話番号
中村 藤夫	敦賀市白銀町	25-2222
宗澤 一郎	敦賀市本町	23-2666
河野 精	敦賀市元町	25-2720
森 輝夫	敦賀市神楽町	25-7770
田中 信幸	敦賀市新松島	25-8585
渡辺 征二	敦賀市結城町	22-0019
竹長 徹	敦賀市中央町	24-0855
安久 彰	敦賀市開町	23-0525
西山 了信	敦賀市谷口	22-4226
橋本 勉	敦賀市木崎	23-0215
山本 美一	敦賀市本町	22-5135
山形 晃	敦賀市三島	22-2511
松 利夫	敦賀市本町	22-0157
濱本 幸雄	敦賀市鞠山	22-2848
伊藤 信義	敦賀市松島	21-1333
辻 達博	敦賀市中央町	21-1355
中村 淳	敦賀市津内町	22-1343
福地 末七	敦賀市松島町	22-2850
本川 芳宏	敦賀市相生町	21-3307
加藤 智二	敦賀市本町	22-0157
稲塚 敏恵	敦賀市中央町	24-0855
宗澤 一俊	敦賀市本町	23-2666
中山 順郎	敦賀市山泉	21-1514
森口 春幸	敦賀市原(木崎)	20-0116

【年末調整説明会の開催案内】

開催者	開催日	時間	開催場所	対象者
敦賀税務署	11月27日(木)	午前10:00~12:00	プラザ萬象小ホール (敦賀市東洋町)	敦賀市の法人、官公庁
		午後2:00~4:00		敦賀市の個人、美浜町、三方町

- ・ 事前にお送りしてある書類をご持参ください。
説明会場の駐車場に限りがありますので、車でのご来場はご遠慮ください。

～ 税の相談等はお気軽に～

- ・ 税務署のほかコンピュータがお答えする「タックスアンサー」をご利用ください。身近な税金について電話音声、ファクシミリ、インターネットでご利用できます。

電話・ファクシミリは〔0776-24-7766〕(質問するコード番号表が必要です。)
 インターネットは〔<http://www.taxanser.nta.go.jp>〕

税の情報は国税庁ホームページをご利用ください。〔<http://www.nta.go.jp>〕



2003 法人会 税金クイズ

エンジョイ
トフベルプレゼント!

応募締め切り平成15年11月30日

少子・高齢化に対応した税制改革を

急進する少子・高齢化社会

いま日本では激しい勢いで少子・高齢化が進んでいます。つまり総人口に占める高齢者の割合が急速に増えている反面、新しく生れる子どもは減り続けています。この結果、3年前の2000年には約17%、2200万人だった65歳以上の高齢者数、いわゆる高齢化率は2025年には約29%、3500万人近くにも増大する見込です。

この高齢化率は、現時点ではドイツやフランスはじめ主要先進国をやや上回る程度ですが、2015年ごろから世界で突出して高くなります。そして現在は高齢者1人を、20歳～64歳の勤労世代約3.6人で支えています。2025年には1.9人で支えなければならなくなります。

このような状態を放置しておきますと、社会全体の活力が低下していきます。そこで子どもが増えるようにする、高齢者に働く機会を増やす等の改革が21世紀日本の大きな課題になっているのです。

社会保障費などで破綻同然の財政

日本の財政は、すでに破綻も同然の状況です。たとえば2003年度末の国および地方の長期債務残高は約686兆円で、なんと国税と地方税の税収9年分にも相当します。しかも、過去の借金の利払や返済金等を大きく上回る新規借入れを行っており、長期債務は膨らむばかりです。

政府は公共事業費を削減する等、いちおう財政改革に取り組んでいます。しかし、国債費と社会保障費が急増しているうえ税収が減り、財政を再建できる確かな見通しは立っていません。

歳出増加の最大の原因は、いうまでもなく高齢化社会の急進による社会保障関係給付の増大です。2002年度には年金、医療、福祉等で約82兆円でしたが、2010年度には約110兆円、2025年度には約176兆円にも膨らむと予想されています。このため国の福祉政策への不安が高まっているのが現状です。

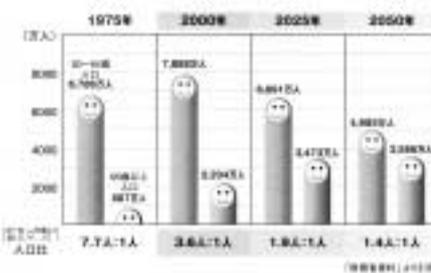
21世紀の望ましい税制づくり

税制調査会は少子・高齢化社会の急進や財政の危機的な状況などを理由に、21世紀のあるべき税制の構築を目指し、中期的視点に立った税制改革の方向を示しました。それによりまずと所得税、地方税、消費税などを中心に税負担の増加を求めています。

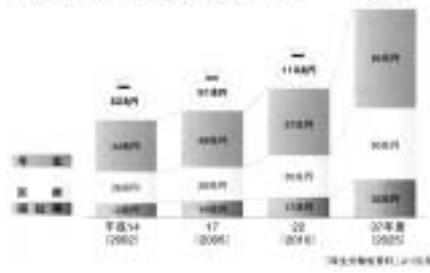
もちろん、増税を行う前に大胆な行財政改革の断行を、というのが納税者の一致した声です。このことは政府、各党とも理解しています。しかし、主要国最低の租税負担率で高水準の社会保障給付を行っていることもあり、いまやその制度が崩れようとしているのです。

これから行うべき税制改革は、年金受給者や働く世代の人たちに夢と希望を与えるものでなければなりません。そのような考え方で税制調査会は、主要国と比較し極だて低い現在5%の消費税率について、将来は二桁に上げる必要があると、問題提起をしています。皆さんどのようにお考えでしょうか。

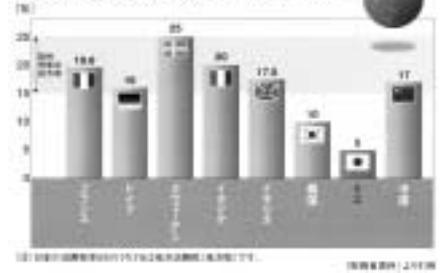
●20～64歳人口および65歳以上人口の推移



●社会保障(現行制度)の給付と負担の見通し



●諸国における消費税(付加価値税)の税率比較



10万円の旅行券など600名様にプレゼント!

- Q1 わが国は、いま激しい勢いで少子・高齢化が進んでいます。では、22年後、つまり2025年に高齢者1人を支える20歳～64歳の勤労世代の数は何人になると思いますか。
A. 3.6人 B. 1.9人 C. 1.4人
- Q2 少子・高齢化が進めば国や地方が支給する社会保障関係の給付が増えます。では、2002年度ではどの程度の給付が行われたでしょうか。
A. 約82兆円 B. 約110兆円 C. 約176兆円
- Q3 あらゆる世代に広く公平な負担を求め安定した福祉政策を維持するとの考えから各方面で消費税率の引き上げ論がでています。ご承知の通り日本の消費税率は5%ですが、ドイツは何%でしょうか。
A. 10% B. 16% C. 25%

- 特等 50名様
JTB
10万円の旅行券
- 1等 250名様
JTB
5万円の旅行券
- 2等 300名様
JTBデパート共通
1万円の商品券

クイズに答えて素敵な旅を当ててください。ヒントは上の「少子・高齢化に対応した税制改革」の記事の中にあります。

一応募方法 -
官製ハガキに クイズの答 住所(郵便番号) 氏名 年齢 性別 職業 連絡先電話番号を明記して次の宛先まで。
【宛先】〒119-0294 東京都新宿区牛込郵便局私書箱74号 法人会「税金クイズ」A係
全法連ホームページからも応募できます。
URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>
応募締め切り 平成15年11月30日消印有効
当選者発表 第三者立会のもとに厳正な抽選を行い、正解者の中から当選者を決定。旅行券当選者には、1月上旬に直接本人に連絡します。また2等当選者の発表は、景品の発送をもってかえさせていただきます。
ご応募は勝手ながらハガキ・インターネットを通じてお一人様一回限りとさせていただきます。